

日立市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する 条例及び施行規則の改正概要「土地の所有者等の方へ」

条例改正の背景・目的

不適正な土砂の搬入を規制し、市民の良好な生活環境の保全及び災害の防止を図るため、「日立市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例及び施行規則」を改正しました。
(令和6年7月1日施行)
今回の改正では、**土地の所有者等の方にも、新たに義務や罰則が設けられています。**

土地の所有者等に求められること

土地の適正な管理項目の追加

土地の所有者等の方には、所有する土地を埋立て等に使用させる場合に、下記の責務が定められました。

- (1) 埋立てが適正に行われるよう必要な配慮をすること。
- (2) 違法な埋立て等が行われることを知りながら、土地を使用させないこと。
- (3) 法令に違反する埋立て等が行われた場合や行われる恐れがあることを知った場合は、速やかに市長その他関係機関へ通報すること。

土地の所有者等の義務の創設

埋立て等に同意した土地の所有者等の方には、下記の義務が課されることとなりました。

- (1) 埋立て等の施行状況の現地確認を毎月1回以上行うこと。
※身体的な事情がある場合や遠方に居住している場合などは、代理の者に現地確認をさせることができます。
- (2) 不適切な埋立て等が行われていることを市長や関係機関へ報告すること。
- (3) 土地の所有者等として行いうる方法（土地の埋立て等の同意の撤回や契約解除等）で違法な埋立て状態の原状回復などを求め、市長へ報告すること。

土地の所有者等に対する命令及び罰則の創設

市長は、許可の内容に反する埋立て等や災害防止等により緊急の必要があると認めた場合に、埋立て等を行う者に埋立ての中止などを命令することができます。

埋立て等を行う者へ埋立て等の中止を命令した際に、市長は、「**土地の所有者等の義務**」が果たされていない場合、土地の所有者等に勧告や命令を行うことができます。

この命令に従わない場合は、**6月以下の懲役又は50万以下の罰金及び氏名公表の対象となる場合があります。**

条例に係る用語

- 土砂等・・・土、砂、粘土などの自然物で、廃棄物以外のもの
- 埋立て等・・・土砂等による土地の埋立て、盛土、たい積
- 土地の所有者等・・・土地の所有者に加え、占有者や管理者などの土地利用の権原を持つ者